

大田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 9 日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第 5 号

大田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則

大田市指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成 2 8 年大田市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び指定居宅介護支援事業所」を「、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所」に改める。

第 1 条中「及び指定居宅介護支援事業所」を「、指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所」に改める。

第 2 条第 1 項中「及び第 7 9 条第 1 項」を「、第 7 9 条第 1 項及び第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項」に改め、「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所」を削り、「様式第 1 号」を「介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和 5 年厚生労働省告示第 3 3 1 号。以下「様式告示」という。）別紙様式第二号（一）」に改め、同条第 2 項中「及び第 7 9 条第 1 項」を「、第 7 9 条第 1 項及び第 1 1 5 条の 2 2 第 1 項」に改める。

第 3 条中「及び第 8 2 条」を「、第 8 2 条及び第 1 1 5 条の 2 5」に改め、「施行規則第 1 3 1 条の 1 3 第 1 項、施行規則第 1 4 0 条の 3 0 第 1 項及び施行規則第 1 3 3 条に掲げる事項の変更に係るものにあつては」を削り、「様式第 2 号」を「様式告示別紙様式第二号（四

)」に、「様式第2号の2」を「様式告示別紙様式第二号(五)」に、「様式第3号」を「様式告示別紙様式第二号(三)」に改める。

第4条中「様式第4号」を「様式告示別紙様式第二号(六)」に改める。

第5条中「第115条の21」の次に「及び第115条の31」を加え、「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所」を削り、「様式第5号」を「様式告示別紙様式第二号(二)」に改める。

第8条中「及び指定居宅介護支援事業所」を「指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「及び第85条の規定」を「第85条及び第115条の30の規定」に、「及び第85条各号」を「第85条各号及び第115条の30各号」に改め、同条第2号中「及び指定居宅介護支援事業所」を「指定居宅介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(指定介護予防支援の委託の届出)

第6条 法第115条の23第3項の規定により、指定介護予防支援事業所が指定介護予防支援の一部を居宅介護支援事業所に委託しようとするときは、指定介護予防支援委託(変更)の届出書(様式告示別紙様式第二号(七))により行うものとする。

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 大田市指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則(平成18年大田市規則第19号)は、廃止する。